第五号様式（第八条第三項）

自己情報不開示決定通知書

第号

年月日

様

千葉県知事　　　　　　　印

年　　月　　日付けの開示請求について、千葉県個人情報保護条例第21条　第2項の規定により、次のとおり開示しないことを決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の件名又は内容 |  |
| 開示しない理由 |  |
| 開示しない理由が消滅する期日 | 年　　月　　日 |
| 担当課（所） | 電話番号（　　　）　　　－ |
| 備考 |  |

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注　「開示しない理由が消滅する期日」は、開示請求のあった個人情報を開示しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

この期日の記載がある場合で個人情報の開示を希望するときは、同日以後に改めて開示請求をしてください。